

秘密保持契約書

委託者 _____（以下「甲」という）と受託者 株式会社ビーブレイン（以下「乙」という）とは、次の通り秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、乙が本契約締結に伴い知りえた甲の秘密情報を保持するために締結されるものである。

第2条（秘密情報）

本契約にいう秘密情報とは、甲が秘密として指定した甲が管理する情報をいう。ただし、次の各号に定めるものは、この限りでない。

- 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
- 甲が乙に公表することを承諾した情報
- 乙が独自に開発した事項に関する情報
- 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報
- 乙が本契約の締結前にすでに保有していた情報

第3条（秘密保持義務）

乙は、前項に定める秘密情報を保持しなければならない。

第4条（秘密情報の取り扱い）

乙は、本契約に定める利用目的に必要な範囲内で、秘密情報を取扱うものとする。

- 乙は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取扱わせてはならない。
- 乙は、所定の区域においてのみ秘密情報を取扱うものとする。

第5条（安全管理体制の整備）

乙は、甲の個人情報保護コンプライアンス・プログラムに合致する個人情報の安全管理体制を整え、これを維持しなければならない。

第6条（秘密情報の複製および複写）

乙は、秘密情報を複製又は複写してはならない

- 乙は、原契約の履行のため、秘密情報を複製又は複写する必要がある場合は、事前に、甲に対し、その範囲・数量等、甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

第7条（秘密情報の返還及び廃棄）

乙は、原契約の履行が終了した場合は、甲の指示に従い、甲から提供を受けた秘密情報及びその複製物ならびに複写物の全てを甲に返還、又は、廃棄しなければならない。

第8条（損害賠償）

乙は、自らの故意又は過失により、秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

- 乙は、本業務の遂行上、自己の責に帰すべき事由により甲または第三者に対し損害を与えた場合は全業務費用を上限とし損害を賠償しなければならない。

第9条（支払条件）

甲は、月末締め日までに提出した請求書に対し、乙に支払うものとする。

第10条（期間）

本契約の期間は、平成 年 月 日から1年間とし、随時更新するものとする。

第11条（契約の解除）

甲または乙が、本契約の各条項のいずれかに違反した場合は、相手方は相当の期間を定めてその履行または是正を催告の上、本契約の全部または一部を解除する事ができるものとする。

第12条（管轄）

本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上、この本契約を証するためにこの本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各1通を保持するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙 名古屋市西区新道 1-11-2
株式会社ビーブレイン
代表取締役 服部弘幸